

築上町議会における議案書等の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、築上町議会基本条例（平成28年築上町条例第33号）第2条第1号の原則に基づき、築上町議会における議案書等の資料（以下「資料」という。）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(公開する資料)

第2条 公開する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般質問通告書
- (2) 議案書
- (3) 予算書（予算説明書を含む。）
- (4) 決算書（決算附属資料を含む。）
- (5) その他、議長が特に必要と認めるもの

(公開の方法)

第3条 公開は、資料の閲覧及び町のホームページに資料を掲載する方法によるものとする。ただし、前条第1号に規定する一般質問通告書は傍聴人に配布することができる。

(公開の時期)

第4条 資料の閲覧は、当該議会開会日以降できるものとする。

- 2 町のホームページへの資料の掲載は、原則として、当該議会運営委員会の審議を経た後、当該議会開会日の前日までに行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、追加議案その他やむを得ない理由により前項の規定によることができない資料については、議会に提出された後、速やかに公開するものとする。

(閲覧の手続等)

第5条 資料を閲覧するときは、議会事務局に申し出なければならない。

- 2 閲覧の場所は、議長が指定した場所とする。

(例外規定)

第6条 次に掲げる議案（地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定に基づく専決処分の承認議案及び同法第180条の規定に基づく専決処分の

報告議案を含む。) (以下「議案」という。)に係る資料に築上町情報公開条例(平成18年条例第13号)(以下、「情報公開条例」という。)第6条各号に規定する情報が記載されている場合は、同条例第10条の規定する例により、必要な加工を施した上で公開するものとする。

- (1) 財産の無償譲渡
- (2) 財産の取得
- (3) 権利の放棄
- (4) 訴えの提起
- (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定
- (6) 町議会の同意、意見又は選挙を要する人事案
- (7) 前各号に定めるもののほか、個人情報に記載された議案

(加工の方法)

第7条 前条の規定による加工は、黒塗りその他当該情報を判読することができない方法により行うものとする。

2 前項の加工は、当該情報又は他の情報と照会することにより特定の個人を識別することができる情報について行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第6号に掲げる議案については氏名を除き、住所、生年月日、年齢、その他個人を識別できる情報に係る部分は、加工するものとする。

(法人情報の取扱い)

第8条 法人に関する情報のうち、所在地、会社名及び代表者名は、情報公開条例第6条第4号及び第10条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、資料の公開に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月17日から施行する。